

令和 6 年度 ベトナム現地展示会出展に関する助成金 募集案内

K I P では、進出・販路開拓を目指す県内中小企業にとって特に有望な市場となっているベトナムに関する支援を強化するため、現地で開催される展示会への出展経費の一部助成を行います。

併せて、展示会出展がより効果的なものとなるように、個別相談により出展時や出展後の販路開拓活動のアドバイスをを行います。

(1) 対象者

神奈川県内で法人として 1 年以上事業を営み、神奈川県内に本社又は事業所がある中小企業者で、
(2) の対象要件を満たす者。

※申請時点で 1 年以上神奈川県内での事業実績があること

※個人事業者、組合は除く

(2) 対象要件

対象要件についてご不明な場合はお問い合わせください

1	申請者が企画、開発、製造、生産、加工した製品・商品、サービス等を出展すること。 ※自社ブランド商品、自社によって加工している製品であること。 ＜対象外＞ 他社を商品を出展する場合、農産物、畜産物、水産物の一次産品
2	自社単独による出展であること（1 ブース複数社出展は対象外）。
3	本事業で申請する対象経費（展示会の出展費用、会場設備費、PR 動画作成費等）が、国、地方公共団体その他の公的機関から金銭的支援を受けていないこと。 ※ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）「ジャパンプース」の出展は可
4	対象となる中小企業とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項～第 4 項までに規定された要件に該当する企業であること。 ＜本助成金の対象外となるもの＞ ・みなし大企業（大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある企業（中小企業庁「中小企業の定義について Q7」参照） ・個人事業主、組合
5	申請者の海外現地法人の出展も可とする。ただし、本社又は事業所が県内に所在し、海外現地法人に対する本社の資本割合が 50%超である場合、又は海外現地法人及び本社が連結決算体制である場合とする（申請は本社が行うこと）。
6	法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の滞納がないこと。
7	申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 4 号に定める暴力団員等、又は法人等が条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等でないこと。（役員名簿を神奈川県警察本部長に提出し確認します。）
8	申請者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する業種、その他、公序良俗の観点から K I P が適当でないと認める業種でないこと。
9	事業終了後、3 年程度の成果報告（商談実績、成立件数等）に協力いただけること。

(3) 対象となるベトナム現地展示会

出展展示会

- ・ベトナムで開催されるもので、ビジネス上の取引を基本とした展示会であること。
- ・単に商品を展示（陳列）する場ではなく、出展者が商談を通じて商品の販売につなげたり、正確な商品情報を伝えたりする場であること。
- ・簡易な催事的なもの、ギャラリー、展覧会、物産展、販売施設の催事場は除く。
- ・マッチングをメインにした商談会は除く。
- ・令和 6 年 4 月 1 日以降に始まり、令和 7 年 3 月 31 日までに終了するもの。
- ・KIP で実施する事業、出展料が無料の展示会是对象外。
- ・自社独自開催による展示会でないこと。（グループ会社など資本関係がある会社や所属する事業グループ、組合による主催でないことも含む。）
- ・ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）「ジャパングース」の出展は可とする。

(4) 助成対象となる経費

出展展示会

1	出展料(小間代、登録料など出展に際してかかる費用)
2	会場設備費(ブース装飾費、追加備品費、水道光熱費等)
3	出品物の輸送経費(輸送費、通関費、保険料等)
4	出展会期中の通訳費
5	渡航のための航空券代(サーチャージ含む、常勤役員または社員 3 人分までの航空運賃) ※日本と展示会場が所在する地域間の航空券代であること。

※いずれも、申請者が直接契約、支払う経費であること。

※国内消費税、地方消費税、収入印紙代は対象外とする。

(5) 対象地域、助成額、補助率

対象地域：ベトナム

助成上限額：25 万円

負担割合（補助率）：助成対象となる経費総額の 2 分の 1 以内

(6) 申請方法

以下の書類（各助成事業※に該当する書類）を、メールに添付、または郵送にてご提出ください。

書類受け取り後、KIP より受取確認連絡をいたします。連絡がない場合はお手数ですが、ご一報ください。

※助成対象要件の可否がご不明な場合は、申請前にお問い合わせください。

【書類提出先】 メール：kokusai@kipc.or.jp

郵送：〒231-0015 横浜市中区尾上町 5-80

公益財団法人神奈川産業振興センター 経営支援部国際課

申請時に必要な書類

- 1 「ベトナム展示会出展助成金交付申請書（様式 1）」※KIP ホームページよりダウンロード
- 2 法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書直近の原本または写し
(神奈川県税事務所長が発行する施行 48 号様式の 2 法人県民税・法人事業税用)

3	履歴事項全部証明書 直近の原本または写し
4	決算報告書直近 2 期分（貸借対照表及び損益計算書）の写し ※事業開始 2 年目の場合は 1 期分
5	役員名簿（様式 2） ※KIP ホームページよりダウンロード
6	出展料（小間代、登録料など出展に際してかかる費用）が分かるもの
7	展示会の概要が分かる資料（日本語または英語）
8	会社概要、製品カタログ、製品価格表（日本語または英語）
9	海外法人の場合は定款や登記簿等で資本関係および資本割合が分かる書類の写し
10	その他理事長が必要と認める書類

（７）審査および交付決定について

- ・提出された書類が助成対象条件を満たしているかを確認し、交付・不交付を決定します。（先着順）
- ・交付決定（審査の結果）は、「ベトナム現地展示会出展助成金交付（不交付）決定通知書（様式 3）」により、順次、通知します。

（８）助成事業の報告

助成対象者は、原則として助成事業が終了した日から 40 日以内に、KIP に次の書類を提出してください。

（助成対象者の海外法人による出展の場合も、助成対象者が提出すること。）

なお、主催者側の都合により 40 日以内に支払が終了しない場合は、その理由、支払予定時期を明記のうえ提出してください。助成金は全ての支払証拠資料が整ったうえで支給します。

報告に必要な書類	
1	ベトナム現地展示会出展助成金事業報告書兼交付請求書（様式 4）
2	助成経費等の支払証拠資料（領収書等） ※内容、内訳が記載されていない場合は請求書も添付してください。 ※領収書がない場合は、銀行振込明細またはクレジットカード支払い明細等により支払い済であることが確認できること。 ※航空券費用に宿泊費用などが含まれていないこと。
3	出展効果報告書（フォーマット規定なし） ※展示会に出展したことがわかる資料を添付してください。 ・展示状況及び展示製品が把握できる写真、当該展示会に出展したことがわかる資料（当日会場で配布される冊子、出展ブース一覧など）
4	その他、理事長が必要と認める書類

（９）交付額確定・助成金交付

KIP は、「ベトナム現地展示会出展助成金事業報告書兼交付請求書（様式 4）」およびその他の書類に基づき助成金金額を確定し、助成対象者に対し、「ベトナム現地展示会出展助成金交付額確定通知書（様式 5）」により通知するとともに交付額を支給します。

※申請内容を変更、または助成交付を辞退する場合は、「ベトナム現地展示会出展助成事業申請内容変更・辞退届（様式 6）」を提出してください。

【費用の算定について】

- ・助成金限度額に満たない場合で千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- ・外貨による支払の場合、企業の支払日（清算日）の K I P 取引銀行である三菱 UFJ の TTS レートを日本円に換算のうえ算出する。

（10）個別フォローアップ

ご希望に応じ、K I P 国際化支援専門が展示会出展や販路開拓へのご相談に対応いたしますので、ぜひご相談ください。また、出展する展示会の内容や進捗確認のため、状況に応じ個別ヒアリングを行う場合があります。

お問合せ・申請先

公益財団法人神奈川産業振興センター 経営支援部 国際課
〒231-0015 横浜市中区尾上町 5 - 8 0 神奈川中小企業センタービル 5 階
TEL 0 4 5 - 6 3 3 - 5 1 2 6 E-mail kokusai@kipc.or.jp